

平成29年
第7回日の出町
農業委員会議事録

日の出町農業委員会

農業委員会第7回総会日程

平成29年7月25日
役場全員協議会室

1. 開 会

2. 諸報告

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- (1) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (3) 日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告について

5. 閉 会

平成29年第7回日の出町農業委員会総会

平成29年7月25日
役場全員協議会室

議席	氏名	議席	氏名
1	土澤孝一君	9	原島克佳君
2	北島清司君	10	和田勝君
3	山崎茂樹君	11	野口隆昭君
5	清水和夫君	12	関石啓之君
6	関根進君	13	小川昌夫君
7	矢治一俊君	14	辻本泰啓君
8	木住野佑治君	15	神田功君

事務局職員

事務局長 吉村秀樹
事務局次長 小池康夫
事務局 宮下貴裕

事務局長 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただいまから平成29年第7回、日の出町農業委員会総会を開会いたします。
まず、はじめに神田会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 皆さんこんにちは。第7回の農業委員会総会を開催したところ全委員が出席ということで、総会は成立しております。本日の審議もよろしく申し上げます。ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございました。続きまして日程3議事録署名委員の指名及び日程4の議事進行を会長よりお願いいたします。

会 長 それでは、3. 議事録署名委員の指名をさせていただきます。9番 原島委員、10番 和田委員をお願いいたします。
それでは、4. 議事に入らせていただきます。
(1)議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局 (農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について朗読および説明)

会 長 朗読及び説明が終わりました。
地区担当は・委員です。申請地を確認していただいております。説明をお願いします。

委 員 ご説明いたします。7月19日に事務局と一緒に畑を見てまいりました。場所は、議案第1号の案内図を見てもらえばわかりますが、左側に・センターがございます。右側に少し見えづらいですが・小学校がございます、その中間に今回の梅林がございます。公図をご覧ください、・番。現在、梅が20本植わっておりまして、直径20センチ。あるいは太いものになると30cmぐらいの梅が整然と植わっており、下草はきれいに除草されていきました。その土地には、砂利や石が混ざっていないようなので、伐採抜根後はすぐに栽培できると思われまして、すぐ隣が、・番地がありまして、今回の貸し手の自宅があります。今回の畑の左側に細い道がありまして、2トン車は通れる広さの道がありますので、ここの畑にパイプハウスを設置しても入ってこられます。

会 長 ・委員及び事務局の説明が終わりました。委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。

会 長 北側に公図でみると道のようなものが確認できますが、現状はどうなっていますか。

委 員 現状は道路にはなっていないですね。畑になっていてどういう使われ方をしているかはわからないですね。

事務局 現状は、砂利等が敷かれているわけではなく、道の形態ではありません。

会 長 ハウスの大きさはどれくらいのものを建てるのですか。

事務局 300㎡程度のハウスを想定しているとのこと。

委 員 水についてはどのように考えているのでしょうか。水道で行うのか、井戸を掘るのか。その点を確認したいです。

事務局 借り手に聞いたところ、水道水を利用するとのこと。

委 員 水道はすぐ近くまで来ていますか。

事務局 水道は近くまで来ております。

委 員 今回の契約期間は15年間とかなり長いように感じますが、借手の・さんの年齢はおいくつでしょうか。

事務局 ・歳です。

委 員 15年後でも・歳で現役ですね。貸し手の方の年齢はいくつでしょうか。

事務局 ・歳です。

委 員 よく聞くストップ遊休農地再生事業とは具体的にはどのような事業でしょうか

事務局 東京都の事業でありまして、荒廃した農地、樹木が生い茂って原野化しているようなところを、そこを借りる新規就農者や認定農業者に出る補助金で、補助率が、認定農業者が2分の1、新規就農者が3分の2でありまして、そのような畑を耕作できる畑に戻すという事業です。

委 員 ストップ遊休農地再生事業は、遊休農地化しているところでないと使えない事業なのでしょうか。今回の梅林のような伐採抜根を行う場合にも使うことができるのですか。

事務局 遊休農地でなくとも使えます。

委 員 この事業は、補助対象者にも資金負担は出るのですか。

事務局 出ます。3分の1の負担が必要となります。東京都が3分の2まで、上限金額の53万円まで補助金ができます。

会 長 意見、ご質問はありますか。

会 長 意見、質問がないようですので、(1)議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について処理いたします。許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、本案件は、許可いたします。続きまして、(2)議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局 (農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について朗読及び説明)

会 長 朗読及び説明が終わりました。
地区担当は・委員です。現地確認をしていただいております。説明をお願いいたします。

委 員 案内図を見ていただきたいと思います。場所は・園の右側にございまして、道を挟んだ南側が・委員のハウスがある場所でございます。そうしましたら、次の公図を見ていただきたい。公図を見ますと・番、・番、縦に細長い形状をしておりまして、現在、2筆合わせて30本ほどの栗が植わってございました。

会 長 ・委員及び事務局の説明が終わりました。委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。

委 員 公図の方を見てもらうと・番というのがハウスが建っているところなので、申請地はハウスの北側に当たるところにあるので、案内図の印がついているところが右にずれていますね。

事務局 申し訳ありません。正確にはハウスの真北が今回の申請地になります。

委 員 案内図をみると、畑と栗林が南北で分かれているように見えるのですが、公図は左右で分かれています。これは何か過去あったのですか。

事務局 こちらでは、把握していませんが、2筆とも同一所有者の畑でありましたので、畑の所有者の方が使い分けていたのではないかと思います。

委 員 案内図と公図の形が一致しないということもあるのですね。わかりました。それから、もう一点。借手の年齢はおいくつでしょうか。

事務局 申し訳ありません。具体的な年齢は把握しておりません。

委員 利用権の設定期間が15年間ですが、借りる方が・歳程度の方だと思うのですが、法人であるとはいえ、個人で借りるとなると、・歳になってしまいます。農業経営をやっていけるのでしょうか。

事務局 今回の場合は法人で農地を借りますので、期間中に代表が変わるということも考えられますので、従業員がいれば問題なく引き継がれるものと思われ

委員 確証はないということですか。

事務局 時期の後継者のことまでは把握はしておりません。

会長 何かご意見はございませんか。はい、・委員。

委員 相手が法人であるということですが、事務局の方では定款や決算書をお持ちなのですか。

事務局 今回の申請については、定款や決算書はいただいておりません。

委員 一番危険なことは、法人だと定款の中に農業のことはもちろん書いてあるとは思いますが、そのほかに不動産賃貸を行うとか、金を貸すとか書いてあると、代表が変わった瞬間に、経営形態ががらっと変わってしまうことも考えられるので、実態について知っていくことは法人ですから必要になってくると思います。

会長 その他に意見のある方はいますか。はい、・委員。

委員 借手の方は、・におそらく・さんの畑だと思うのですが、ハウスを持っていて、法人であるがゆえに、研修生や従業員であればいいのですが、誰が耕作を行っているのか。現在、・さんは独立して新規でやっているはずですが、・のハウスに出入りして働いているように見える。前に、・で働いていた人の話を聞く限りあまりいい噂は聞かない。個人にやらせて、・がトマトの買取を行っているという話を聞きます。

この会社がどういう形態で経営をしているのか。法人で借りたから誰に耕作させてもいいんだとなると、個人でいうところの転貸借のような状態になってしまうと思うのですが、現在のハウスの使い方の状態がわからないのに、こういった形態の法人を認めるのは農業委員として適切ではないと思います。その点、事務局は何か把握していますか。

事務局 現在の労働力については、社長と奥さん。研修生が1名にアルバイトが1名、パートが3名と聞いております。その方が、雇用契約に基づき働いている分には問題がないと考えます。

会 長 賃借権ということだけど、いくらで借りているのですか。

事務局 年額・万円です。

会 長 はい、・委員。

委 員 今、9反近くハウスをやっている状況で、トマトを作るのに今の労働力だけで足りているのかということが疑問に感じます。今回の畑を借りると1町歩超えることになってきますよね。規模を大きくしてやり切れるのかなと思います。

会 長 もう一度整理すると従業委員が、社長、奥さん、研修生1名、アルバイト1名、パートが3名で7名ということですね。・委員さん、7名で1町歩のトマトハウスを回していけると思いませんか。

委 員 トマトについても作付けや中玉か大玉かにもよって変わるので、何とも言えませんが、中玉トマトを作ると聞いていますので、それぐらいの人数がいれば、何とかできるのではないかなと思います。実際にちゃんと中玉トマトができるとう人数が足らなくなってくるのではないかなと思います。現状はあまりできてないのではないのでしょうか。

会 長 全体を通してすべてのハウスが稼働しているわけではないでしょうし、端境期もあるので、7割程度が稼働していると考えればできるのでしょうか。

委 員 日の出町に来た時には、地域に溶け込んだトマト栽培を行う農業者になるといっていましたが、現状は孤立している感じで中々難しいですね。

会 長 この会社は、トマトは出荷することはもちろん、加工もしていますし、農業を志す若者の研修所という一面も持っているのですね。はい、・委員。

委 員 これだけ作っているとどういうところに販路を持っているのですか。

事務局 量販店に卸しているのと、加工用のトマトを作っており、加工場に卸しているとのことです。

委 員 私は今回借り受ける方のことはあまり存じませんが、・委員の話を聞いていますと、ものを作る人が足りる足りないの前に、この法人に農地を貸しているのかなと思う一面がありますが、ただ、社長の人柄等を抜きにすれば、あまり反対する要因はないと思いますので、実際にその聞いた話が事実かどうかをはっきりさせる方法があればいいのですが、今の状況では、いいとも悪いとも言えないですね。

会 長 ・委員。何かありますか。

委員 今後、基盤強化促進法による貸し出しは増えると思いますし、これからは企業も農業に参入してくる。私、前回・という会社を担当させていただいたんですけども、やはり企業が借り受けたという経緯がありまして、ある面ではここでそういう法人が来る場合のことを整理しておかないといけないのではないかと思います。私も実態を聞かないので、評価が難しいですが、この会社は日の出町に来てから約5年たちますので、謄本や決算をとって、収益がどうなっているのかを確認した方がいいと思いますね。

事務局 今委員さん方がおっしゃられました法人の決算状況等について農業委員会が調べられるのかは、この場では回答できませんので、一度農業会議に相談してみます。今ある資料で分かるのは、・、・、・、・等に卸しているとのことです。

会長 皆さんの心情的なものや、1町歩近くのハウスを使っていけるのか等のご意見が出ていますが、収穫したものについては、都内だとか一部は自分のところでも直売しているみたいですが、それとは別に農業を志す若者の研修所として研修料をもらっているということでもあります。噂等については、確証がないので別問題として。はい、・委員。

委員 法人である、個人であるは別として、我々が知っている人であれば、問題がないのですが、いろいろ聞く話、研修に行っていた人間に聞く話を聞くと、あまり良い印象を受けない。社会ではブラック企業と呼ばれるものも増えているので、そのような企業が農業に参入してくるのは適切でないと判断したために先ほど発言したのですが、研修を受け入れると国や都からある程度の補助がでるので、なおさら私たちはこの企業がどういう企業であるのかというのを聞いたうえで判断していきたいと思っています。判断材料が少ない中で審議しろといわれてもなんとも言えない。今後、判断する材料が少ないと今後の為の土台を作るために、現地確認だけでなく借手のことについてもよく知らなくてはいけないと思います。以上です。

事務局長 今のお話の中で、申請書類としては特に不備等はないので問題がないと思いますが、判断材料として皆様が欲しいといっている書類は把握しましたので、農業委員会の権限で知りえる情報の範囲がどこまでなのかを今後検討していきたいと思っています。

会長 意見、質問がないようですので、(2)議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について処理いたします。許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、本案件は、許可いたします。続きまして、(3)日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局 (専決処理報告、農地法第5条届出7件、朗読及び説明)

会 長 朗読が終わりました。
 只今の報告につきまして、意見、質問がございますか。

委 員 報告第1号につきまして、案内図を見ると建物がすでに立っていますが、
 追認という形ですか。

事務局 お答えします。すでに同番につきましては、転用目的は異なりますが、5
 条の届出が出されており、地目変更がなされないまま建物が建てられまして、
 今回、所有権を移転する際に必要になったため追認するものであります。

委 員 一度、届出が出されたものも再度届出が出されることがあるのですか。

事務局 法務局との兼ね合いで、所有権を取り扱う権利部と地目の表題部がわかれ
 ており、所有権移転登記と地目変更登記が同時に行われないことがあるため、
 登記簿地目が畑になり、所有権移転登記の際に法務局から登記簿地目が畑で
 あるため、農業委員会からの許可書や受理書を再度もらうように指導され、
 このようなケースが生じます。

会 長 意見、質問がないようですので、(3)日の出町農業委員会会長専決規程第
 4条による報告とさせていただきます。以上をもちまして、本総会の日程は
 終了いたしました。

署名

議長 _____

9番 _____

10番 _____